

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則

[平成 15 年 11 月 21 日 新潟県規則第 94 号]

(趣旨)

第 1 条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号。以下「法」という。）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号。以下「木安法」という。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「6 次産業化法」という。）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和 51 年政令第 131 号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成 15 年農林水産省令第 55 号）、山村振興法、山村振興法施行令（昭和 40 年政令第 331 号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和 54 年政令第 205 号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成 8 年政令第 153 号）、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成 8 年政令第 310 号）、間伐等特措法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（平成 25 年政令第 162 号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成 20 年政令第 234 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成 20 年農林水産省令第 48 号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成 20 年政令第 296 号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成 20 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）、6 次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成 23 年政令第 15 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成 23 年農林水産省令第 7 号）、みどりの食料システム法及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和 4 年政令第 229 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(借受資格)

第 2 条 林業・木材産業改善資金の借受者たる資格を有するもののうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っていること。

(2) 目的、名称、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

(県からの貸付けの申請手続)

第3条 県から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするもの（以下「直貸借受希望者」という。）は、貸付申請書に法第7条第1項に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画（以下「林業・木材産業改善措置計画書」という。）を添えて、知事に、提出しなければならない。

(融資機関からの貸付けの申請手続)

第4条 法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするもの（以下「転貸借受希望者」という。）は、貸付申請書に林業・木材産業改善措置計画書を添えて、当該融資機関に提出しなければならない。

2 前項の貸付申請書を受理した融資機関は、県貸付金貸付申請書に当該貸付申請書及び林業・木材産業改善措置計画書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(保証人)

第5条 直貸借受希望者は、連帯保証人をたてなければならない。

2 直貸借受希望者が知事が別に定める法人及び団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、当該法人及び団体の理事等）が当該法人及び団体の連帯保証人となるものとする。

(担保)

第6条 直貸借受希望者は、知事が担保を求めた場合には担保を提供しなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 知事は、第3条の貸付申請書又は第4条第2項の県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに貸付けの可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの可否を決定したときは、第3条の規定により貸付申請書を提出した場合にあつては直貸借受希望者に、第4条第1項の規定により貸付申請書を提出した場合にあつては融資機関に通知するものとする。

(借用証書)

第8条 直貸借受希望者又は融資機関は、前条第2項の規定により貸付けをする旨の通知を受けたときは、借用証書を知事に提出しなければならない。

(貸付決定の取消し)

第9条 知事は、直貸借受希望者又は融資機関が、第7条第2項の規定により貸付けをする旨の通知を受けた日から30日以内に、前条の規定による借用証書を提出しないときは、当該通知に係る貸付けの決定を取り消すものとする。

(償還金の支払猶予)

第10条 県から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたもの（以下「直貸借受者」という。）及び融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたもの（以下「転貸借受者」という。）が、法第10条の規定による償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書に次に掲げる区分により証明書又は診断書を添えて別に定める期日までに、直貸借受者にあつては知事に、転貸借受者にあつては融資機関に提出しなければならない。

(1) 災害又は政令第6条の規定による死亡については当該市町村長（当該災害が火災の場合にあつては消防署長、盗難の場合にあつては警察署長）の発行する証明書

(2) 政令第6条の規定による疾病又は負傷については医師の発行する診断書

- 2 融資機関は、前項の支払猶予申請書を受理した場合において、法第 12 条において準用する法第 10 条の規定による償還金の支払猶予を申請しようとするときは、県貸付金支払猶予申請書に当該支払猶予申請書の写しを添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 3 第 7 条の規定は、償還金の支払の猶予について準用する。
- 4 知事は、償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても法第 11 条の違約金を徴収するものとする。

(違約金)

- 第 11 条** 知事は、直貸借受者が法第 9 条第 1 号又は第 3 号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ、貸付金の金額につき年 12.25 パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを併せて請求することができる。
- 2 前項の規定は、融資機関に対する県貸付金について準用する。

(事業計画の変更)

- 第 12 条** 直貸借受者及び転貸借受者は、林業・木材産業改善措置計画書の変更(軽微な変更を除く。以下「事業計画の変更」という。)をする必要が生じたときは、事業計画変更承認申請書をあらかじめ直貸借受者にあつては知事に、転貸借受者にあつては融資機関に提出しなければならない。
- 2 第 7 条の規定は、事業計画の変更について準用する。

(事業実施報告等)

- 第 13 条** 直貸借受者又は転貸借受者は、事業完了後 30 日以内に事業実施報告書を、直貸借受者にあつては知事に、転貸借受者にあつては融資機関に提出しなければならない。
- 2 融資機関は、前項の事業実施報告書を受理したときは、県貸付金事業実施報告書に当該事業実施報告書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

- 第 14 条** 直貸借受者又は融資機関は、知事が貸付金又は県貸付金について報告を求めた場合又はその職員をして貸付金又は県貸付金について調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(事務の委託)

- 第 15 条** 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けの事業のうち貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を新潟県森林組合連合会に委託することができる。

(書類の経由)

- 第 16 条** この規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る林業・木材産業改善資金をもって行う林業・木材産業改善措置を実施する場所を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。この場合において、当該場所が 2 以上の地域振興局の区域にまたがるときは、主として当該場所を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(様式)

- 第 17 条** 第 3 条及び第 4 条第 1 項の貸付申請書及び林業・木材産業改善措置計画書、第 4 条第 2 項の県貸付金貸付申請書、第 8 条の借用証書、第 10 条の支払猶予申請書及び県貸付金支払猶予申請書、第 12 条第 1 項の事業計画変更承認申請書並びに第 13 条の事業実施報告書及び県貸付金事業実施報告書の様式は、別に定めるものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県林業改善資金貸付規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月3日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年6月19日から施行する。